

Title	日越憲法比較シンポジウム : 転換期における憲法と社会
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 437-438
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/71572">https://doi.org/10.18910/71572</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 日越憲法比較シンポジウム——転換期における憲法と社会

二〇一四年九月一八日、法学研究科及び高等司法研究科は、ベトナム社会科学学院 (Graduate Academy of Social Sciences) と共同で、ベトナムのハノイにて、日越憲法比較をテーマに「今日における憲法論議：ベトナムと日本——転換期における憲法と社会」(Current Discussion on Constitutional Law in Vietnam and Japan: In the Period of Global Transition) と題する国際シンポジウムを開催した。開催に際しては、平成二六年度大阪大学部局主催国際シンポジウム等開催支援経費(総長裁量経費)による財政援助を受けている。

ベトナムは、社会主義共和国を建国して以降、一九四六年、一九五九年、一九八〇年、一九九二年の四度にわたり、憲法を制定(改正)し、最近また二〇一三年一月二八日に憲法を全面改正している。シンポジウムが開催された二〇一四年は、ベトナムにとって、改正憲法を具体化する憲法付属法律の制定期間に該当し、なお実質的意味の憲法改正過程にあった。そうした事情の下、日本の憲法状況にも強い興味関心が寄せられたことから、この度の国際シンポジウム開催の運びとなった。

シンポジウムでは、福井康太教授と Vo Khanh Vinh 教授(ベトナム社会科学学院)の司会の下、大阪大学側から三つの研究報告(鈴木秀美教授「日本の違憲審査制の現状と課題」、高井裕之教授「日本の裁判所の憲法上の構造と、最近の『ささやかな』司法積極主義」、松本和彦教授「ナショナルな立憲主義のジレンマ」、ベトナム社会科学学院側から二つの研究報告 (Nguyen Nhu Phat 准教授「最近のベトナム憲法における基本事項」(出張のた

料

め代読）、Pham Huu Nghi 准教授「二〇一三年ベトナム憲法における人権」が行われ、それぞれに対してコメントが寄せられた。

資

日本側の研究報告が、現代日本の憲法問題を見据え、その一断面を切り取って見せるものだったのに対し、ベトナム側の研究報告は、出来たてのベトナム改正憲法に焦点を合わせ、その特徴を浮き彫りにしようとするものであった。テーマ設定からして、図らずも両国の憲法関心の違いがはつきりとしたといえよう。もちろん、法学分野における日越学術交流はまだ緒に上りたばかりである。活気に溢れるハノイの街と同様、今後さらなる交流の進展が期待される。

今回、差しあたって、日越憲法比較シンポジウムにおける鈴木報告、高井報告、松本報告の日本側（大阪大学側）研究報告だけを資料として以下に掲載することにした。「阪大法学」掲載にあたり、ハノイで行った報告原稿に最低限度の修正を施した上で、注を付している。このような資料であるが、何ほどの参考になれば幸いである。

（松本和彦 高等司法研究科教授）